

方法書の造成計画における最大切土、最大盛土の位置等

方法書p. 11、13、14の造成計画の本文、造成計画平面図及び断面図に、最大切土及び最大盛土の位置、高さを追記しました。

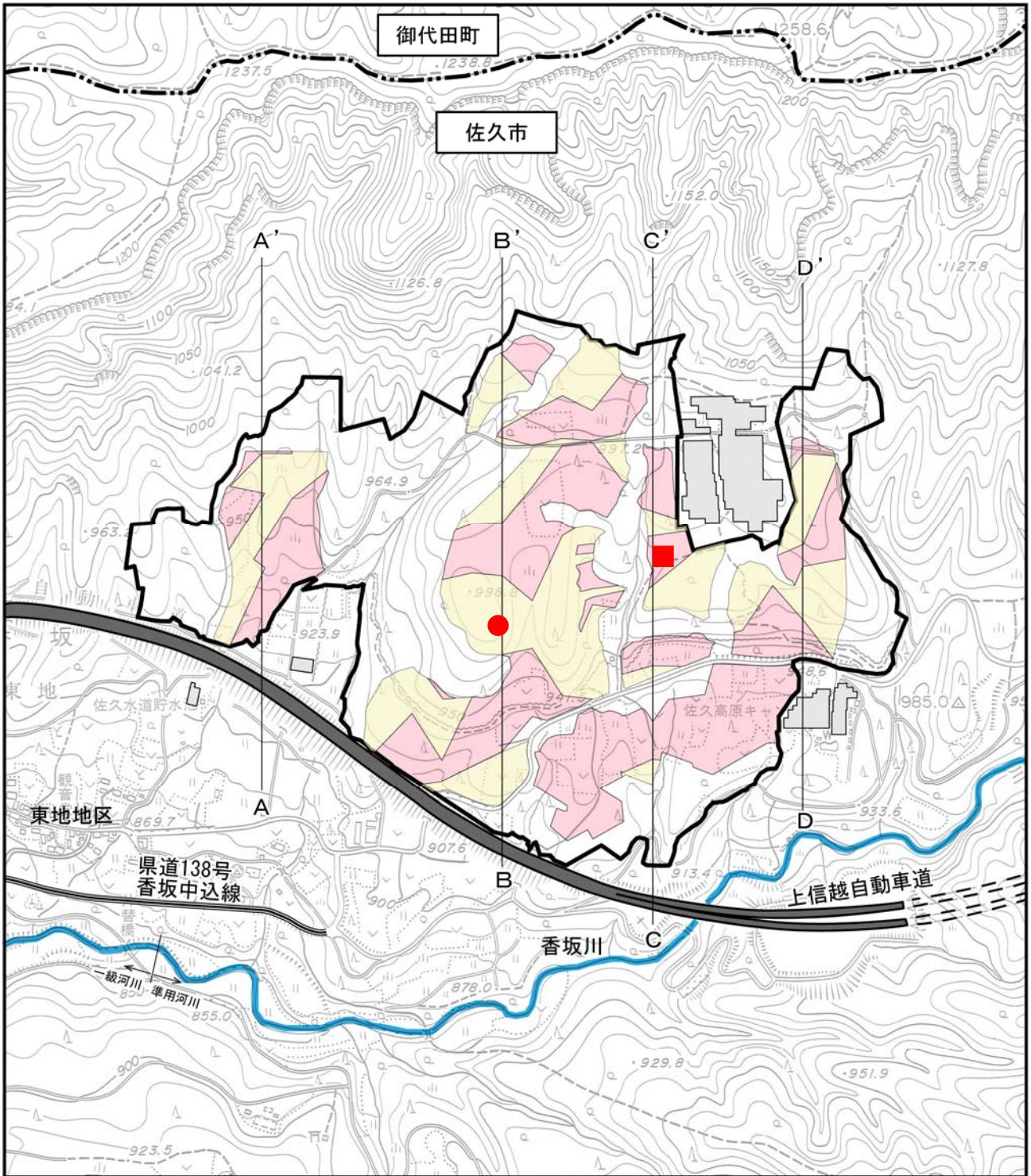
5.5 事業の実施方法

(2) 造成計画

本事業の造成計画平面図は図1.5-4に、造成計画断面図は図1.5-5に示すとおりである。

造成にあたっては、現況の地形を活かして造成（切土・盛土）することとし、計画地内を流下する主要な沢筋は存置する計画である。なお、造成工事においては切土量と盛土量を計画地内でバランスさせ、残土を発生させない計画である（切土量・盛土量はそれぞれ約377,000m³を計画しており、最大切土高は約13m、最大盛土高は約9mを計画している）。

また、計画地内西側の沢筋等（2ヶ所）は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土石流特別警戒区域及び土石流警戒区域に指定されているため、これらの区域は造成範囲から外すとともに、区域指定されている沢筋等の上流域についても極力造成範囲から外す計画である。



凡例

- 計画地
- 市・町界
- 高速道路
- 県道
- 河川
- 盛土
- 切土
- 最大切土位置 (切土高約 13m)
- 最大盛土位置 (盛土高約 9m)
- A-A' 断面位置 (断面図は図1.5-5参照)

注1) 図中の□は、既存の太陽光パネルの設置範囲である。
 注2) この地図は、佐久市の1万分の1佐久市N.O. 3を使用したものである。

図1.5-4 造成計画平面図 (切土盛土計画平面図)

